

刑事訴訟における当事者主義

—中国刑事訴訟改正の一つの評価—

劉 瀚

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 一 無罪推定の合理的内容の導入 | 五 被害者の訴訟上の権利の保障 |
| 二 収容審査の廃止 | 六 開廷審理方法の改正 |
| 三 捜査段階での弁護士の介入 | 七 法律監督の強化 |
| 四 起訴免除制度の廃止 | |

中国刑事訴訟法は1979年7月1日第5回全人大第2次会議で採択され、1980年1月1日から施行された。これは中華人民共和国が成立した後の最初の刑事訴訟法である。その後の16年間にわたる実践を通じて、そこで規定された基本的原則、基本的任務および基本的手続きが正しいものであることが証明された。しかし、この16年間、中国の状況には著しい変化が生じた。まず、改革政策がますます進んでいて、対外開放もますます拡大しており、経済体制が集中の計画経済体制から社会主義市場経済体制へと転換してきて、経済の成長が粗放型から集約型へと転換してきている。生産力が発展し、総合的国力が増加し、国民の生活水準が高まっている。次に、物質的文明を建設すると同時に、精神的文明の建設を強化して、全国各民族の理想・信念・文化水準・倫理道徳・規律観念および法観念が高まっている。さらに、政治改革が着実に推進され、社会主義民主的政治の建設、立法・行政・司法の組織機構、事件処理の制度および業務の効果が改善され、強化されている。法により国を治め、社会主義的法治国家を実現するために努力している。社会経済、政治、文化および人間の観念の変化の過程において、刑事犯罪に変化が生じてきた。幾つかの新しい類型的の犯罪が出てきており、刑事訴訟がますます複雑になっている。公務員

が職務を利用して行なう犯罪はますます増加し、地域を放浪中の犯罪は注目を集めて、また外国と関わる事件も増加している。法を適用する条件と環境にも変化が生じてきている。近年、中国はあい次いで「国家安全法」、「警察法」、「裁判官法」、「検察官法」、「監獄法」、「行政訴訟法」、「国家賠償法」その他たくさん刑事訴訟と関係する法律を制定した。民主と法制の発展にしたがって、正しく速やかに犯罪を処罰すると同時に、できるだけ公民の合法的権利を保護しなければならない。刑事訴訟当事者の合法的権利を保障することも含まれる。これは時代の要求で、人民の願望である。したがって、刑事訴訟法を改正、充実しなければならない。

1993年から3年間をかけて検討し、1996年3月17日に第8回全人大第四次会議が刑事訴訟法改正の決定を採択した。旧刑事訴訟法は164ヶ条であったが、これを225ヶ条に改正した。そのうち、追加が60ヶ条、改正が110箇所である。今回の改正における重要な価値判断は、中国の状況に応じて、職権主義訴訟制度の長所を保留しつつ当事者主義訴訟制度の内容を参照、導入したことである。したがって、中国における刑事訴訟制度をさらに民主的、科学的要求に合致させ、人権保障及び公民の権利保障の要求に合致させ、時代的要求に合致させた。

一 無罪推定の合理的内容の導入

無罪推定は現代国家の刑事訴訟において普遍的に採用されている重要な原則で、刑事訴訟における当事者主義の前提としての意義を有する重要な原則である。1979年に制定された刑事訴訟法（以下、「旧法」という）4条は「人民法院、人民検察院及び公安機関は刑事訴訟を行なうに当たって、大衆に依拠しなければならない、事実を根拠とし、法律に準拠しなければならない」と規定した。これは中国刑事訴訟法の1つの基本的原則である。1996年改正の刑事訴訟法（以下、「新法」という）はこの条文をそのまま残している（新法6条）。大衆に依拠するとは、刑事事件を処理するとき大衆を信頼して、大衆に深く入り込み、調査研究、公安機関・検察院・人民法院に手がかりを与え、犯罪を証明できるかまたは否定できる証拠を提供するよう大衆を立ち上がらせる。事実を根拠とするとは、客観的に存在する事実、証明した事実、確認した事実を以て有罪か無罪か、罪が軽いか重いかを認定する。法律に準拠するとは、実体法、手続法の規定を以て、実体法・手続法に合致する公正な判決を言い渡す。

もちろん、この条文の内容は有罪推定に反対するもので、真実の原則を強調する。今回の刑事訴訟法改正では、さらに無罪推定の合理的内容が採用され、総則の基本的原則として確立された。新法12条は「人民法院の法による判決を経ないうちは、何人に対しても有罪を確定することはできない」と規定している。これと関係する規定は、公訴の提起の前、容疑者を「被疑者」といい、公判の段階で「被告人」という。そうすれば、被疑者と被告人の訴訟上の地位が明らかになる。すなわち、被疑者と被告人は犯人ではなく、犯罪とかかわる者である。新法改正では疑わしい罪（疑罪）を無罪とする原則を採用した。すなわち、「証拠が不十分で被告人が有罪であると認めることができないものについては、証拠が不十分で、公訴の犯罪が成立しえないという無罪の判決をしなければならない」としている（新法162条3号）。実務上、事実がはっきりして、証拠が確実で十分である事件は裁判しやすいのである。しかし、ある事件、特に重大な事件について、罪を問うかそれとも罪を問わないかに関して、両方とも確実で十分な証拠が足りないという場合、再犯の可能性があるとも認めても、長期間にわたり拘禁するのは疑罪を無罪とする精神に違反することとなる。その場合は無罪の判決を言い渡し、釈放しなければならない。そのために、新法はこの条文を追加した。疑罪を無罪とする判決の法的効力は無罪の判決と同じである。しかし、判決してから、もし捜査機関が犯罪の証拠を収集したら、別に公訴を提起することができる。そうすれば、公民の権利を保障することができるし、犯罪を追及することもできる。

二 収容審査の廃止

収容審査は中国の特有の行政強制措置である。なぜなら、旧法に規定する勾留の拘禁期間は最長7日を超えてはならないと同時に、勾留の条件は厳しすぎるからである。旧法における勾留の条件は、主な犯罪事実がすでに明らかとなり、懲役以上の刑を科する可能性のある犯人に対して、立保証（訳注：立保証の原語は「取保候審」であって、中国刑訴法における「取保候審」は身柄拘束を前提条件としないので、拘禁されていない者に対して適用するのが多い。そこでこれを「立保証」と訳することにする）又は居住監視などの方法によっても、なお社会への危険性を防止するに足らず、勾留の必要がある場合は、勾留するというものであった。大部分の事件は7日以内にこのような条件を実現しえなかった。そのために、実務上、真実の氏名・住所を言わず身元不明の者、

または軽微な犯罪行為を有するが放浪中に犯罪をひきおこし、繰り返して犯罪を犯し、集団的犯罪を犯す者に対して、7日の拘禁した後、身元および犯罪事実はまだはっきりしないか、または勾留の条件が足りないという場合が多い。これらの者を釈放すれば社会にとって危険であるので、公安機関は収容審査という強制措置により容疑者を拘禁してきた。この強制措置は被疑者の犯罪事実を取り調べ、特に放浪中の犯罪、身元不明の犯罪に対して、積極的役割を果たしてきた。しかし、公民の人身の自由を制限する強制措置として、公安機関が自ら決定し、自ら執行する制度であって、職権を乱用する可能性がきわめて高い。実務上、収容審査の範囲が広すぎ、収容の期間が長すぎ、収容の場所の管理が混乱する状況も存在した。公民の人身の権利を保障するために、新法は勾留の条件を改正すると同時に、収容審査を廃止した。改正された刑事訴訟法の規定は、真実の氏名・住所を言わず、身元不明、放浪中犯罪、何回も犯罪を犯す現行犯および重大な容疑者に対して、公安機関がこれを勾留する。勾留の条件について、新法は、証拠により犯罪事実があることを証明でき、懲役以上の刑を科する可能性のある被疑者・被告人に対して立保証、居住監視などの方法によっても、なお社会への危険の発生を防止するのに十分でなく、勾留の必要がある場合には、直ちに法により勾留しなければならない、と規定している(新法60条)。この条文は3つの内容を含む。その1は、証拠により犯罪事実があることが証明できること、その2は、当該犯罪行為が懲役以上の刑を科す可能性のある犯罪であること、その3は、被疑者に対してその他の方法ではなお社会への危険性を防止しえないこと、例えば、逃亡、通報人・告訴人への報復、更に犯罪を犯すなどである。以上の条件を満たせば、直ちに勾留するが、満さなければ、釈放する。さらに収容審査という方法を使用してはならないのである。

今回の改正では、立保証および居住監視の内容を充実した。世界の多数の国は、拘禁率を減少させ、公民の権利と利益を保障するために、立保証を行わせ、居住監視を強制措置として利用している。旧法はこれについての条文が1条しかなかった(旧法38条)。そして内容が抽象的すぎたので、適用しにくかったのである。実務上、立保証の問題点は、保証人が保証しないとか、保証人が立保証を立てている者のために、逃亡、証拠隠滅、口裏合わせの便宜を提供するとか、長期間にわたって立保証を立て時間制限がないなどである。居住監視の問題点は、制限の範囲が把握しにくく、監視しえない場合もあれば、監視を拘禁とする場合もある。今回の改正では、これについて、1ヶ条から8ヶ条

に充実した（新法51条—58条）。適用の範囲，執行の機関，立保証・居住監視の申請，保証人の条件，保証金，保証人などの義務と法律上の責任，期限（立保証は最長12ヶ月，居住監視は最長6ヶ月を超えてはならない），立保証および居住監視の解除などが含まれる。これらの規定には，被疑者・被告人の合法的権利を保障する精神が表われているが，当事者主義の合理的内容を採用している。被疑者・被告人が勾留・逮捕されれば，本人だけではなく，家族の生活および仕事にもいろいろ影響を与える。拘禁しなくても社会への危険性のない被疑者・被告人に対して，拘禁しない強制措置を取って，一方で以上のような影響を減少させ，他方で拘禁場所の負担を減少することもできる。これはその本人，家庭，社会のいずれに対して利益なことである。

三 捜査段階での弁護士の介入

捜査段階では，ある被疑者は必要な法律的知識が足りないので，疑われた犯罪の性質，刑を科する可能性および自分の権利と義務について分からないかまたは全く分からない。同時に，捜査段階では，事件を処理する職員自体が違法行為をするか，または無実の罪をきせる場合，被疑者は強制措置を取られているために，申告，告訴の権利を十分に行使することができない可能性がある。したがって，捜査段階で，弁護士を事件に介入させることが求められる。旧法は，公判の開廷の7日以前に，被告人が弁護人を依頼することができると規定したが，それ以前に弁護士が介入することができなかった。これは被疑者・被告人に対して不利益である。国際的にみて多数の国で通用している規定と異なるもので，改正・充実すべきである。新法96条1項は，「被疑者は，捜査機関による第1回の取り調べの後，又は強制措置をされた日からは，法律の相談，申立て，告訴の代理のために，弁護士を依頼することができる。被疑者が勾留された場合，依頼を受けている弁護士はその者のために立保証を申請することができる。国家秘密に関わる事件については，被疑者が弁護士を依頼するには，捜査機関の許可を受けなければならない」とし，同2項は「依頼を受けた弁護士は捜査機関に尋ねて被疑者にかかわる罪名を知る権利を持ち，また拘禁されている被疑者に接見し，事件に関する事情を尋ねることができる。弁護士は拘禁されている被疑者に接見するときには，事件の事情及び必要性により，捜査機関は捜査員に立ち会いをさせることができる。国家の秘密に関わる事件について弁護士が被疑者に接見するには，捜査機関の許可を受けなければなら

ない」と規定している。さらに新法33条1項は、「公訴事件の被疑者は、その事件が人民検察院の起訴審査に移送された日から、弁護人を依頼する権利を持つ。自訴事件の被告人は、いつでも弁護人を依頼することができる」としている。これらの規定は、一方で、刑事事件当事者の合法的権利と利益を保障するが、他方で、捜査機関が事件を捜査することも必要であると、している。これらの規定は旧法より大きな進歩であり、中国の実情と合致するものだと思う。

四 起訴免除制度の廃止

起訴免除とは、中国の特有の刑事制度として、検察機関が刑法の規定にもとづいて、刑を科する必要のない者または刑を免除する者に対して、有罪であるのに起訴しない制度をいう。この制度の主な問題点は次の通りである。その1は、裁判所の裁判手続きを経ないで、有罪と確認するので、これは法制の原則に違反する。その2は、起訴免除に対して制約を設ける必要があるが、そのような制約は存在しない。実務上、犯罪を構成しない者に対しても起訴免除とするので、起訴免除とされた者は有罪とされても、上訴の権利を持たない。これは刑事訴訟当事者の訴訟上の権利を保障しないものである。その3は、刑を科すべき者を起訴猶予として処理するので、犯罪を犯して刑罰を科すべき者が追及を受けないことになる。したがって、刑事訴訟法の改正は起訴免除を廃止すると同時に、不起訴の範囲を拡大してきた。新法142条は3項を設置し、その第1項は「被疑者に第15条の規定する事由の1つがある場合は、人民検察院は不起訴の決定を行わなければならない」とし、第15条の規定は「情状が著しく軽微で、危害が大きくなり、犯罪と認められないとき、犯罪がすでに訴追の時効期間を過ぎており、特赦令により刑が免除されたとき、刑法に基づいて告訴を待って処理する犯罪で、告訴がないか又は告訴が撤回されたとき、被疑者又は被告人が死亡したとき、その他法律の規定により刑事責任の追及を免除するとき」としている。これらの規定は起訴免除とは異なるもので、検察院は有罪を確認する権利を持たず、したがって裁判所の裁判手続きを経ないで、有罪を確認することはできない。その第2項は「犯罪の情状が軽く、刑法の規定に基づいて刑を科する必要のないもの、又は刑を免除するものについては、人民検察院は不起訴の決定を行うことができる」としている。例えば、自首の場合、功績を立てた場合、未成年者犯罪、中止犯、未遂犯、正当防衛、緊急避難などである。その第3項は、「検察院は、不起訴を決定するとともに、捜査中

に押収、凍結した財物又は物に対する押収、凍結を解除しなければならない」と規定している。これらの規定は国家の刑事政策の具体的な表われであるとともに、法制の原則と一致する。

五 被害者の訴訟上の権利の保障

旧法は、公訴事件について検察院が公訴を提起し、公判には担当員を出廷させ公訴を維持させると規定していた。検察院の公訴が被害者の利益を代表し、維持したので、被害者に当事者の地位を与えて訴訟に参加させる必要がなく、被害者は証人とすべきである、と考えられていた。実務上、当該事件と利害関係を有する者がこの事件を処理するとき、旧法によれば、被害者を当事者としないので、回避申請の権利もなかった。これは公正な事件処理の基礎を失うものであった。もし刑事責任を追及すべき者に対して、公安機関、検察院が立件しなければ、被害者は告訴することができない。もし検察院が刑罰を科すべき者に対して起訴免除または不起訴を決定すれば、被害者は何もできない。もし裁判所が罪の重い者を軽く処罰し、検察院が不起訴とすれば、被告人は処罰されるべきであるのに刑罰を受けないことになる。旧法の規定が不合理であるのは明らかである。新法は、被害者の訴訟上の地位および訴訟上の権利については次のように規定している。その1は、被害者を自訴人、被疑者、被告人、附帯民事訴訟の原告および被告人と一緒に当事者とする（新法82条2号）。その2は、被告人の被害者に対する人身、財産的権利を侵害した行為について刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、公安機関又は検察院が被告人の刑事責任を追及しなかった場合、被害者は当事者として裁判所に自訴を提起する権利を有する（新法170条3号）。その3は、被害者は当事者として裁判官、検察官、捜査員に対して回避を申請する権利を有する（新法28条）。その4は、被害者は訴訟代理人を依頼することができる（新法40条）。その5は、被害者は検察院の不起訴の決定を不服とする場合、一級上の検察院に公訴を提起するよう請求するか、または直接に裁判所に起訴することができる（新法145条）。被害者は裁判所の第1審の判決を不服とする場合、検察院に抗訴を提起するよう請求する権利を有する（新法182条）（訳注：中国刑法法により、検察院の上訴を「抗訴」、被告人の上訴を「上訴」という）。起訴、回避の申請、代理人の依頼、抗訴提起の請求などの権利のほか、被害者は、当事者として、公判において被告人に対して質問する権利、証人・鑑定人に対して

質問する権利、証拠物の弁明、新しい証人に出廷させるよう請求する権利、新しい証拠を取り調べるよう請求する権利、再鑑定・再検証するよう請求する権利などを有する。これらは被害者の権利を保障するための規定である。

六 開廷審理方法の改正

旧法は、開廷の前に、事件の内容を審査し、犯罪事実がはっきりし、証拠が十分な場合に、公判を開いていた。公判にあたって、裁判官は被告人を尋問し、被告人に証拠物を示して判別させ、証人の証言を朗読する、としていた。このような方法は、裁判官に先入観を生じさせる可能性がある。実務上、ある事件は公判の前に裁判所の内部で予め上役に伺いを立てたり、関係する部門で調整したりするなどで、合議廷が形式的なものとなり、その役割を果たさなかった。この職権主義公判方式は、検察官の犯罪を公訴する職権を制限するとともに、証拠提出の責任を裁判官に転換したので、裁判官と被告人・弁護人との直接対立をもたらすことになる。これは、裁判官が双方の意見を冷静、客観的、公正に聴取しまたは公正な判決を言い渡すことに悪い影響を与える。公判方式の改正は非常に重要である。新法における公判方式についての規定は次の通りである。その1は、合議廷が公判における役割を果たすために、刑事事件は合議廷により判決を下すが、複雑で重大な特別事件で合議廷により判決を下しにくい場合、合議廷が院長を通じて裁判委員会に送付する（新法149条）。従来、大部分の事件は裁判委員会により判決を言い渡していた。いわゆる「裁判を担当する者が判決を下さず、判決を下す者が裁判をしない」ということはこれである。新法は従来の方法を改正した。その2は、人民法院は公訴提起の事件を審査した後、起訴状に明らかな犯罪事実の記載があり、かつ証拠の目録、証人の名簿および主な証拠の複写文書または写真が付されている場合には、公判を開くことを決定する（新法150条）。証拠が確実であるかどうかについて、法廷において双方の弁論によって、確実にさせるのであって、公判の前に証拠を全面的に取り調べるかまたは確認する必要はない。従来、公判前に、実体的審査として犯罪事実の取り調べ、証拠収集の補充、証拠の確認などを含んでいた。現在、実体的審査が手続的審査に改正されたのである。同時に、公判前の準備と公判の裁判とを区別した。その3は、簡易手続きを適用する事件を除いて、すべての公訴事件は検察院が担当員を法廷に出席させて、公訴を維持させる（新法153条）。このような規定は、検察官の公判における役割を強化すると

同時に、検察院の法律監督職権を発揮させることになる。その4は、検察官、弁護人が法廷に証拠物を提出して、当事者に弁明させる。出廷していない証人の証言記録、鑑定人の鑑定結果、検証調書およびその他の証拠となる文書は法廷において朗読しなければならない。裁判官は検察官、当事者、被告人、訴訟代理人の意見を聴取しなければならない（新法157条）。証拠は、被疑者・被告人が有罪であるかどうか、罪が重いかどうかと直接関係がなければならない。したがって、客観的、確実的、全面的な証拠を確保しなければならない。検察官、弁護人にいろいろな立場から、被告人が有罪か無罪か、罪が重いか軽いかの証拠を提出させて、さらに相互的にこれを認定し、確認したうえで、罪を問う証拠とする。

七 法律監督の強化

中国憲法は、検察院は国家の法律監督機関であると明確に規定している。刑事訴訟における違法行為を防止、減少させ、当事者の合法的権利と利益を保障するために、憲法のこの規定に基づいて新刑事訴訟法総則にこのような条文を追加した。すなわち、「人民検察院は、法に基づいて刑事訴訟について法律監督を行う」（新法8条）とする。これは中国の重要な司法制度で、法律が検察院に与える重要な職権である。検察院が刑事訴訟における法律監督の職権を実現するために、新刑事訴訟法は次のような条文を制定した。検察院は、公安機関が立件・捜査すべき事件であるのに立件・捜査しなかったと認めた場合、公安機関にその立件しなかった理由を説明するよう要求する権利を有する。検察院は公安機関の立件しなかった理由が成立しえないと認めた場合、公安機関に立件するよう通知しなければならない。公安機関はその通知を受け取った後、立件しなければならない（新法87条）。検察院が被疑者の勾留を承認してから、公安機関が執行する。公安機関は勾留を執行する状況を速やかに検察院に通知する（新法68条）。検察院が抗訴を提起する事件について、第2審裁判所は公判をしなければならない、検察院は担当員を出廷させなければならない。検察院は、捜査、裁判の手続きが違法であるか、または減刑、仮釈放が不当であると認めた場合、是正するよう意見を提出することができる。検察院は、執行機関の刑罰の執行状況が合法であるかどうかについて監督を行う。違法な状況を発見すれば、執行機関に是正するよう通知しなければならない。検察院は刑事訴訟に対して法律的監督を行なうとき、かならず刑事訴訟法および関係する法律

の規定にもとづいて行なわなければならない。法律の規定を無視してはならず、法律監督の職権を乱用してはならない。この制度は、刑事訴訟法を順調に執行することを保障し、刑事訴訟活動を順調に進行させ、刑事訴訟当事者の合法的権利を保障し、合法的、正確、迅速に犯罪行為を処罰するために、重要な役割を果たしている。法律監督制度には中国刑事訴訟制度の特徴が表われている。中国の検察機関は、一方で法律により事件を直接受理する捜査者であり、他方で、公訴を提起する者である。検察機関は、一方で担当員を出廷させて公訴を維持させるが、他方で公判において法律監督の職責を負う。中国の法律規定にもとづいて、検察官は刑事訴訟の当事者ではない。刑事訴訟の当事者の間には直接的な利害関係があるが、検察官は国家を代表して捜査・公訴を提起し、法廷に出席し公訴を維持するものである。検察官が法律監督の職権を負うために、もし検察官を刑事訴訟の当事者とすれば、検察官はその法律監督の職権の役割を果たすことができない。法律の規定にもとづいて当事者の訴訟的権利を保障すべきであるが、検察官が国家を代表して刑事訴訟に参加するので、その他の当事者の地位と違うのは当然である。公判の弁論にあたって、検察官と被疑者・被告人およびそれらの依頼する弁護人との弁論がなされるが、唯一の根拠は事実であり、唯一の準拠は法律である。したがって、検察官は当事者ではないので、公判の弁論に影響を与えることができる。

犯罪と刑罰が生まれた後、各国、各地区で発生した犯罪行為は異なる類型の中に同じものもあるし、同じ類型の中に違うものもある。各国の犯罪行為に対する処罰および訴訟方式は同じ場合もあれば、異なる場合もある。そのために、各国の様々な刑事訴訟方式について比較研究して、お互いに学び、他人の長所を参考にする。このような勉強・参考にあたっては、当然自国の政治、経済、文化の発展状況、法律文化伝統、公民の法律観念および訴訟に対する態度などの要因を基礎とすべきである。以上の客観的要因を無視し、無理に適用すれば有害無益である。目を閉じ、耳を塞ぎ、他人の長所を拒否すれば、時代に後れることになる。今回、中国刑事訴訟改正はこの科学的態度をもって自国の状況から、自分の長所を発揮すると同時に、他人の長所を参考にして、中国の刑事訴訟制度を充実させた。はるか以前、戦国時代において、韓非（約紀元前280—233年）はその『心度篇』で「法律は、時代に応ずれば、安定する。安定すれば、社会生活が豊かとなる。時代の移り変わりに従って、法も修正すべきである」と述べた。目下、中国の改革はますます進化していて、開放はさらに拡大している。社会主義市場経済体制の確立および充実の過程において、社会

主義民主的政治がますます発展・健全となっている過程において、中国の刑事訴訟方式は、時代に従って進行し、民主化、科学化、現代化の方向に引き続いて進行している。

(張 凌 訳)